

# 高齢女性の貧困と社会保障

日本女子大学名誉教授

岩田 正美

# 貧困基準と資料の性格

## 相対所得貧困

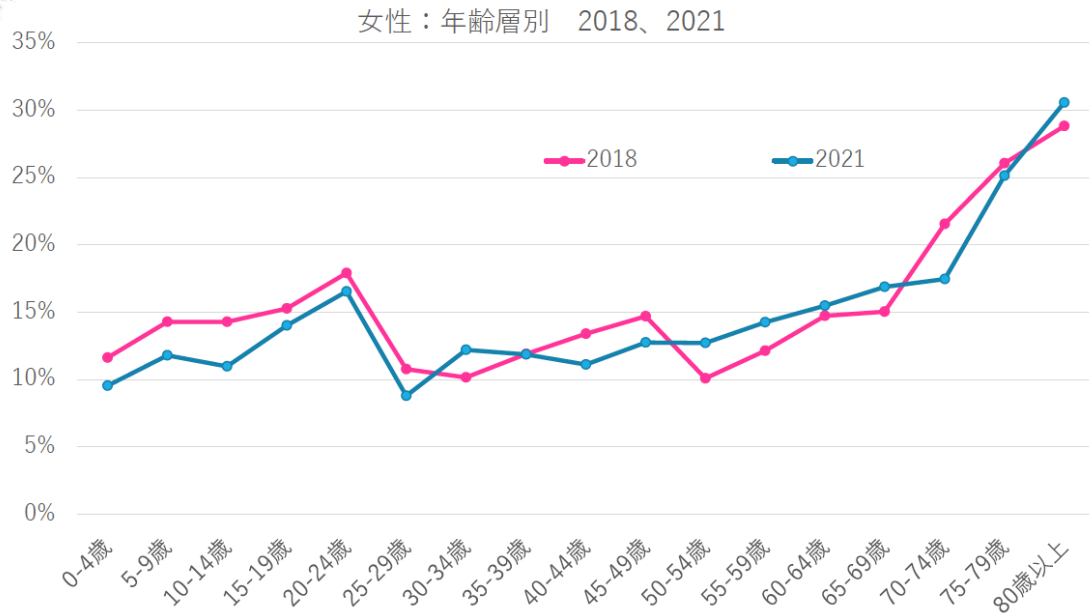
- OECDなど国際機関で使用
- 世帯人員の調整はしているが、あくまで所得レベルの相対比較
- 基準も中央値の50%、60%、40%と、動かすことができる。
- データによって数値は異なる
- 日本の場合、国民生活基礎調査と全国家計構造調査（旧・全国消費実態調査）で数値は異なる
- 金融貯金を考慮した試算もある

## 生活保護基準

- 公的な貧困基準
- 最低生活費としての意味
- 生活扶助基準も相対比較で決めている。全国家計構造調査の年収第1十分位階層との水準均衡方式
- 8つの扶助があるが、医療介護など現物サービスは算定に含まれない
- 基準を一般データに当てはめた推定がありうるが、以下では実際の利用者数

# 相対所得貧困から見た高齢女性の貧困（1）

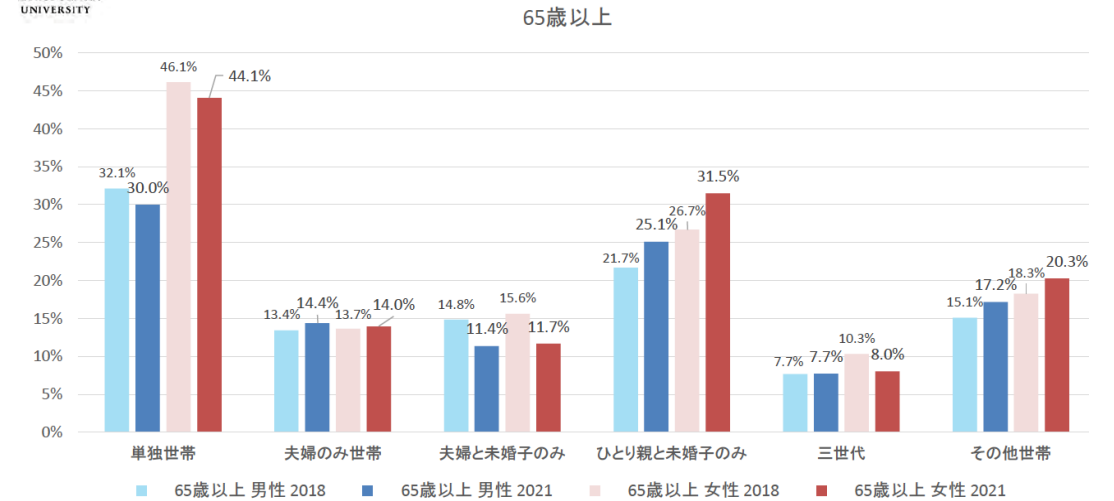
## 女性の貧困率の推移：2018→2021



- 2018年から2021年の女性の貧困率の変化を見ると、30歳未満においては、貧困率は減少か横ばい。30歳以降は一環した方向性は見られない。

女性単独世帯は2021年で44.1%  
子どもの貧困より、はるかに高い  
2021年は70歳以上で急激に高まる

## 世帯タイプ別：高齢者 65歳以上 2018, 2021



- 特に増加したのは、「ひとり親と未婚子のみ」世帯の高齢者
- その他は微増（夫婦のみ+その他）か減少（単独+夫婦と未婚子のみ+三世帯）

出所：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向:2022年調査Update」JSPS22H05098,  
<https://www.hinkonstat.jp/>

## 別のデータで相対所得貧困と金融貧困を見る（2）

金融面を考慮した相対貧困率 性別・年齢別			
	①相対所得貧困	②相対金融貧困	①及び②
平均	20.5%	8.4%	8.4%
18~64	15.1%	31.6%	7.6%
65歳以上	29.5%	19.5%	9.8%
男 平均	18.9%	39.6%	9.5%
18~64	12.8%	35.8%	6.1%
65歳以上	20.1%	20.8%	8.3%
女 平均	26.3%	22.4%	10.1%
18~64	18.4%	25.7%	9.7%
65歳以上	34.9%	18.8%	10.6%
	全国家計構造調査票7-41から算定		
	①は中央値の50%水準より下の割合		
	②は金融貯金が①の水準の25%より下の割合		

家計構造調査でも65歳以上女性の相対所得貧困率はもっとも高い。  
 このデータで金融貧困（月収の3ヶ月分ぐらいの貯金以下しかない）を見ると、高齢者では相対的に低い  
 高齢者は若い人より貯金がある  
 相対所得貧困と金融貧困の両方があてはまるのは65歳以上女性が10.6%と多い。

## 高齢女性の貧困（3）生活保護データで見る

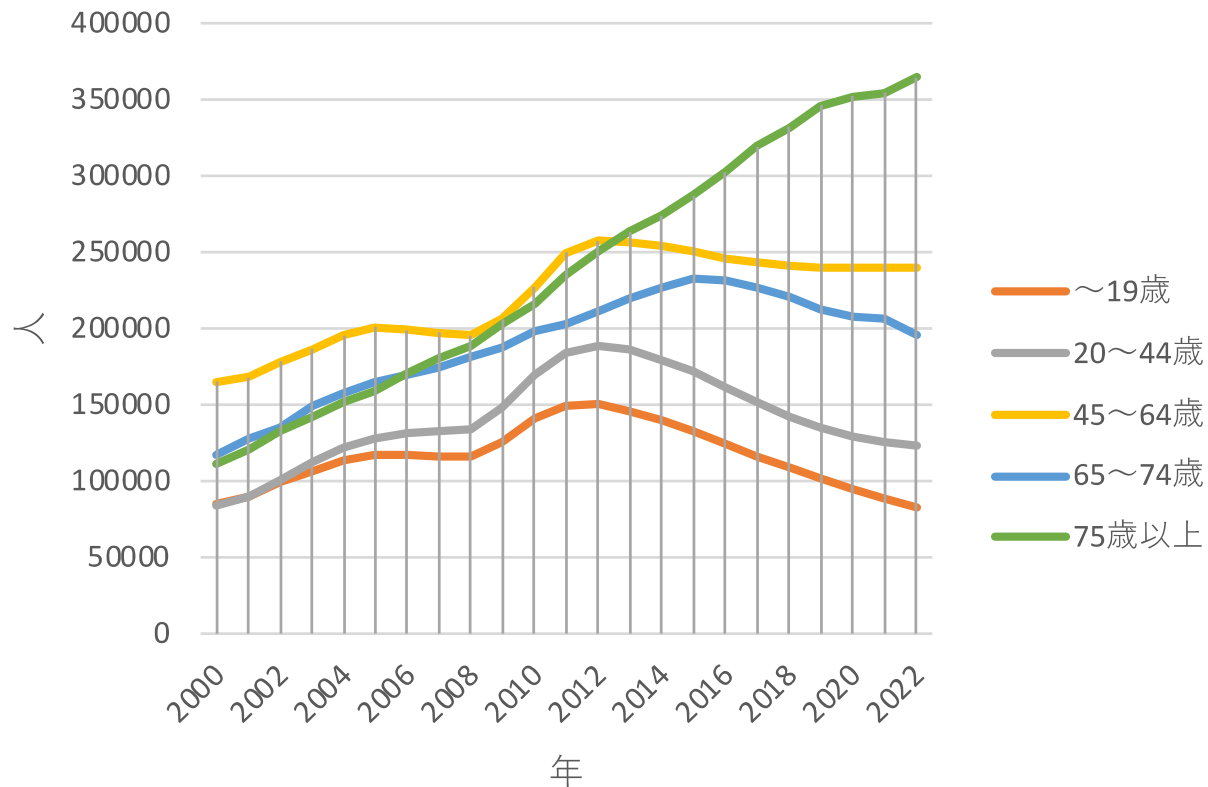
- では、生活保護ではどうか？
- 実際の被保護者実態調査によって確認してみよう
- 注意：生活保護統計は独特な世帯類型を使っている。

高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみ、または18歳未満が加わったもの）、母子世帯（65歳未満の女子と18歳未満の子）、障害者世帯（世帯主が障害者）、その他世帯（上記3つ以外）。高齢障害者のような重複、その他世帯の中の高齢者や障害者の存在は無視される。

そこで、年齢別、性別にバラして、個人単位で見る必要がある

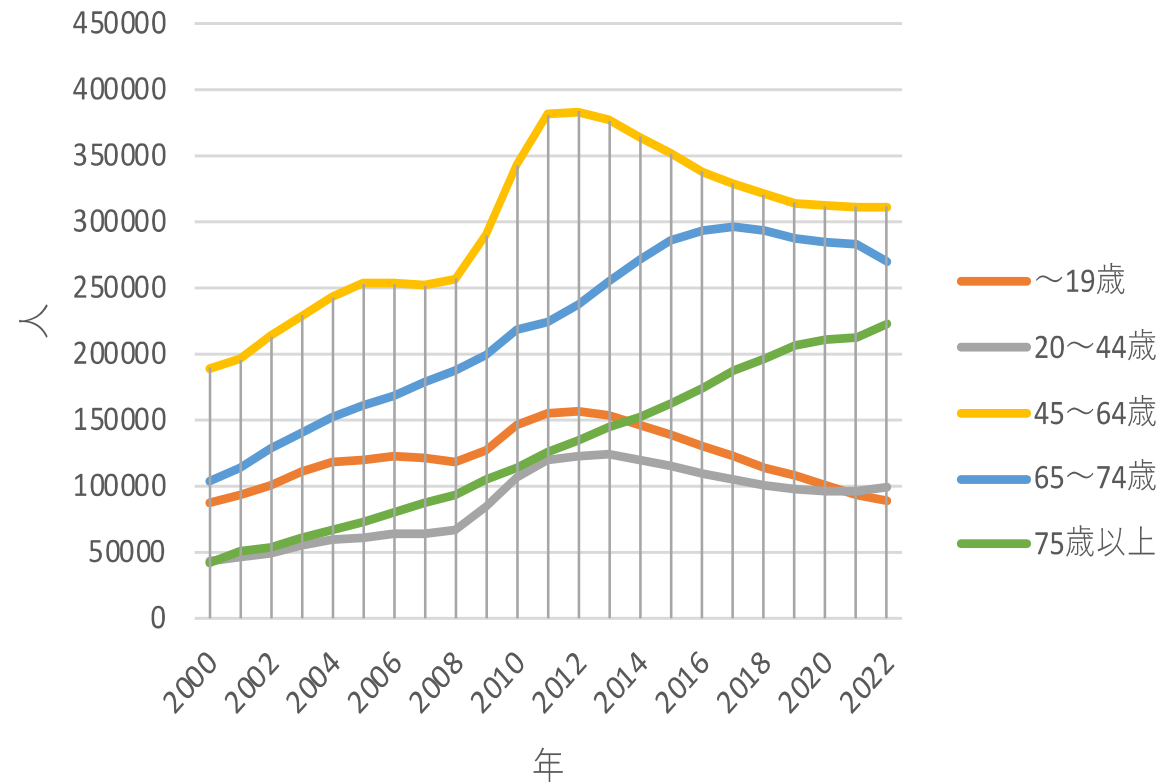
# 図1 被保護者数の性別・年齢別推移

## 被保護者数の年齢別推移（女性）



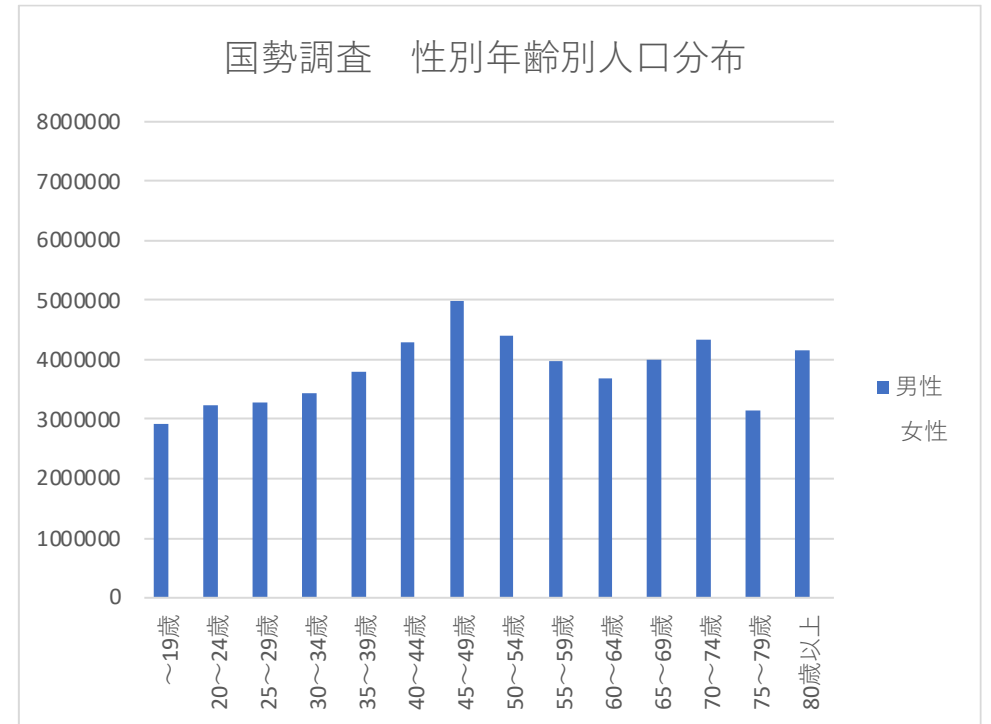
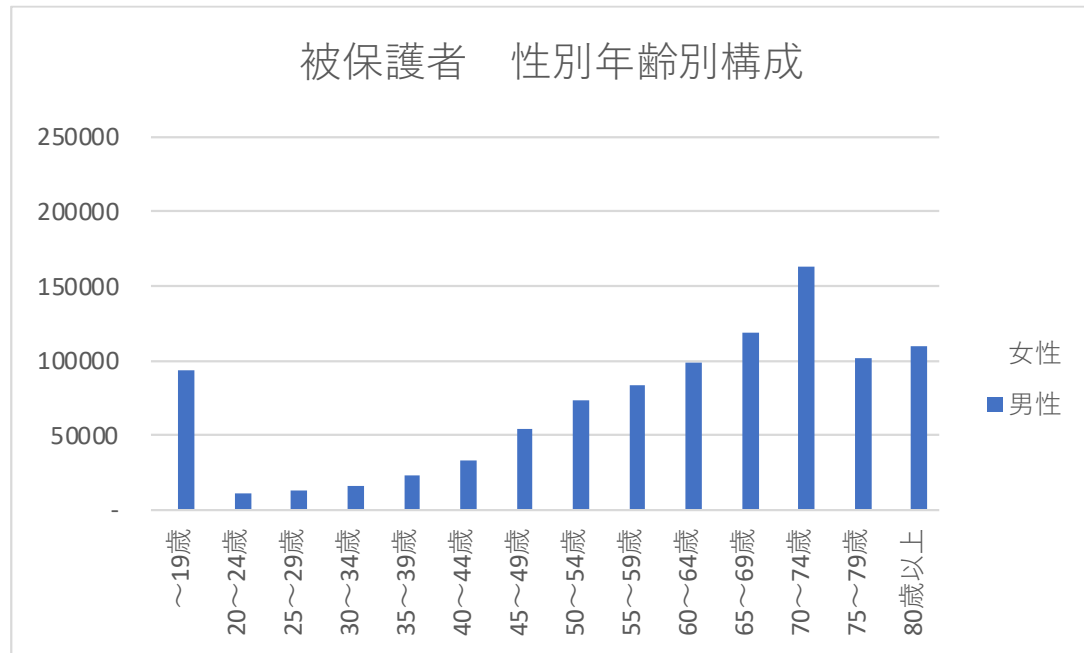
75歳以上女性被保護者数の直線的伸びが顕著

## 被保護者年齢別推移（男性）



資料：厚労省 被保護者実態調査（悉皆）

# 参考：国勢調査との比較 2020年時点

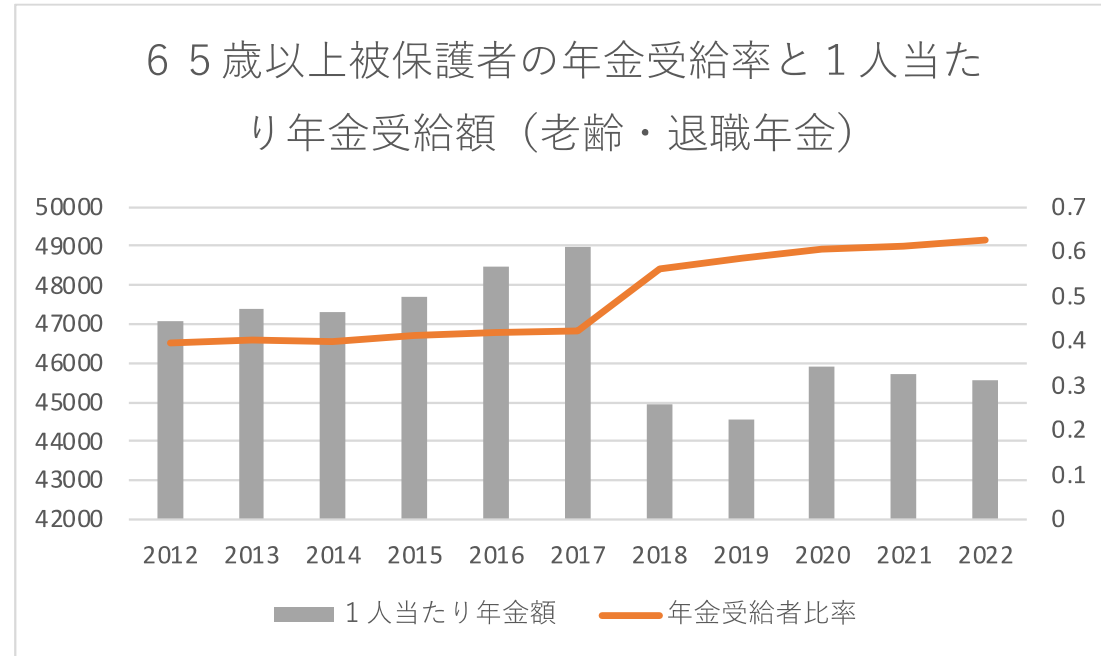


	%	
	国勢調査	被保護者調査
	一般世帯計	世帯計
1人	38.0	65.7
2人	28.1	20.5
3人	16.6	7.2
4人	11.9	3.5
5人	3.8	1.6
6人以上	1.6	1.4

# 高齢被保護者の増大は無年金だからか？

被保護者の年金受給率 %		2022年	
	男性	女性	
年齢計	40.9	49.5	
60歳未満	13.2	13.8	
60～64歳	27.4	41.0	
65～69歳	71.9	81.3	
70歳以上	64.4	74.0	
年金受給実人員/被保護人員			

資料：図1に同じ



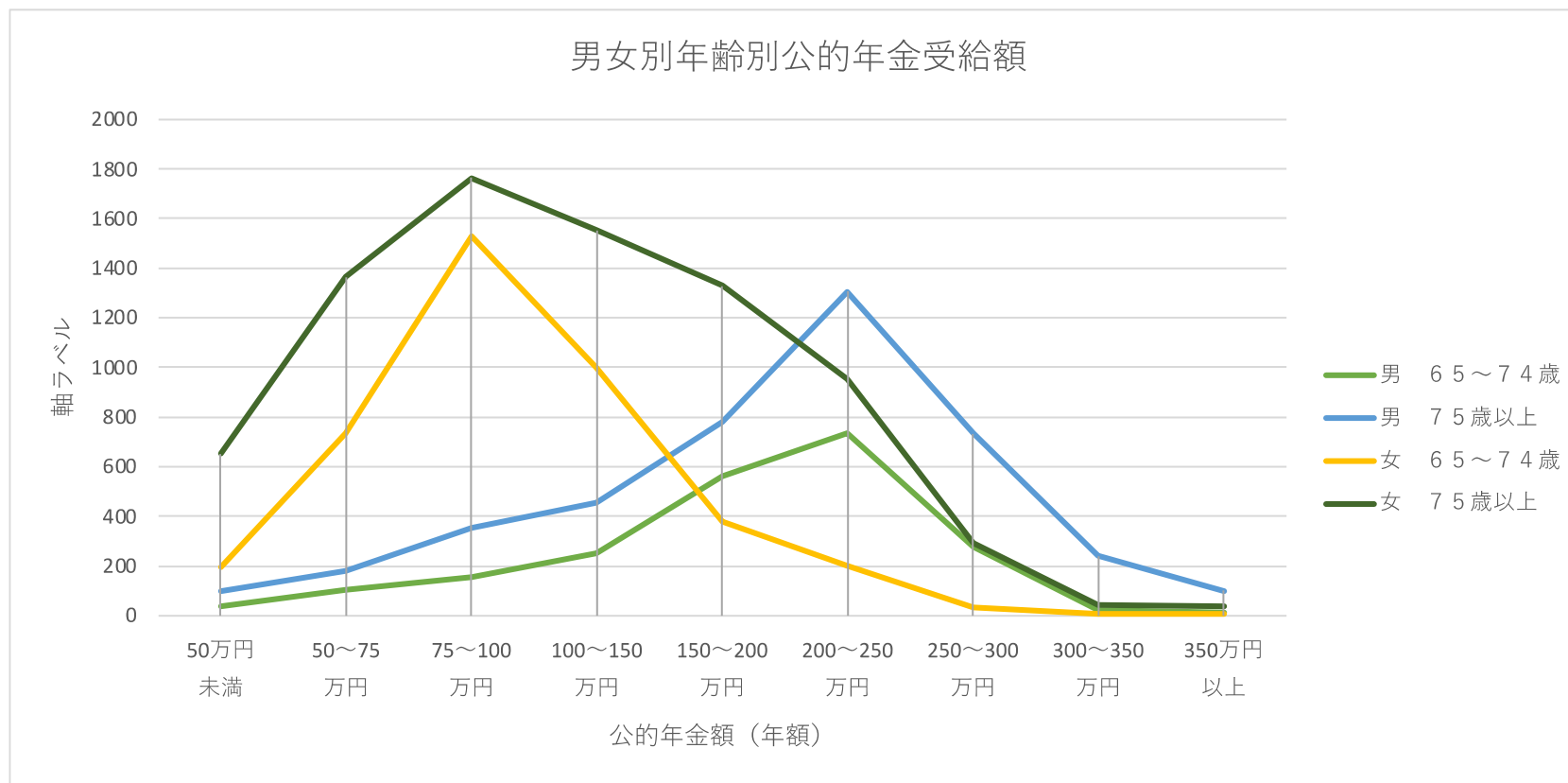
被保護者全体で見た場合、男性で4割、女性は5割近く公的年金を受給している  
特に65歳以上では男性の7割近く、女性の8割近くが年金を受給している

65歳以上だけで年金受給率と1人あたり受給額を見ると、2018年から受給率が高まり

しかし1人あたり受給額は低下している。**2017年8月国年法等改正で、受給資格期間が25年から10年に短縮したことにより、受給資格者が増えたが、年金額は下がった。**

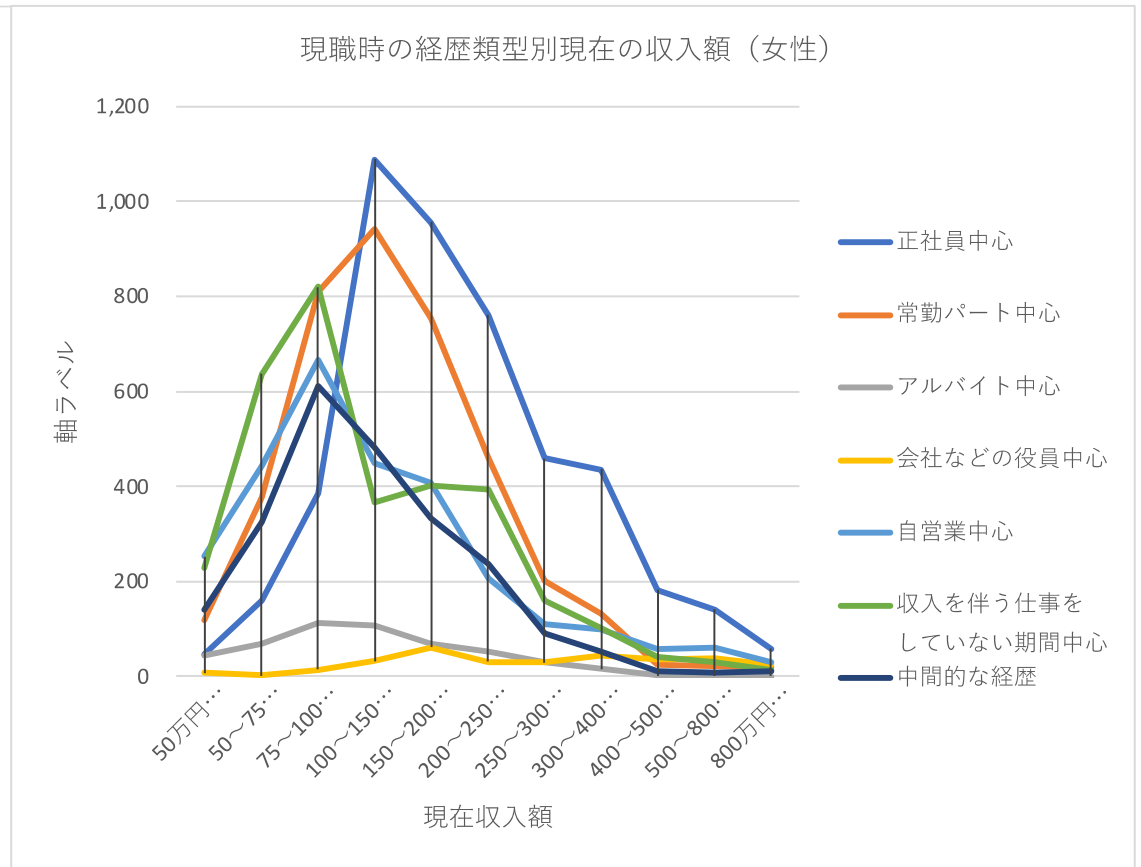
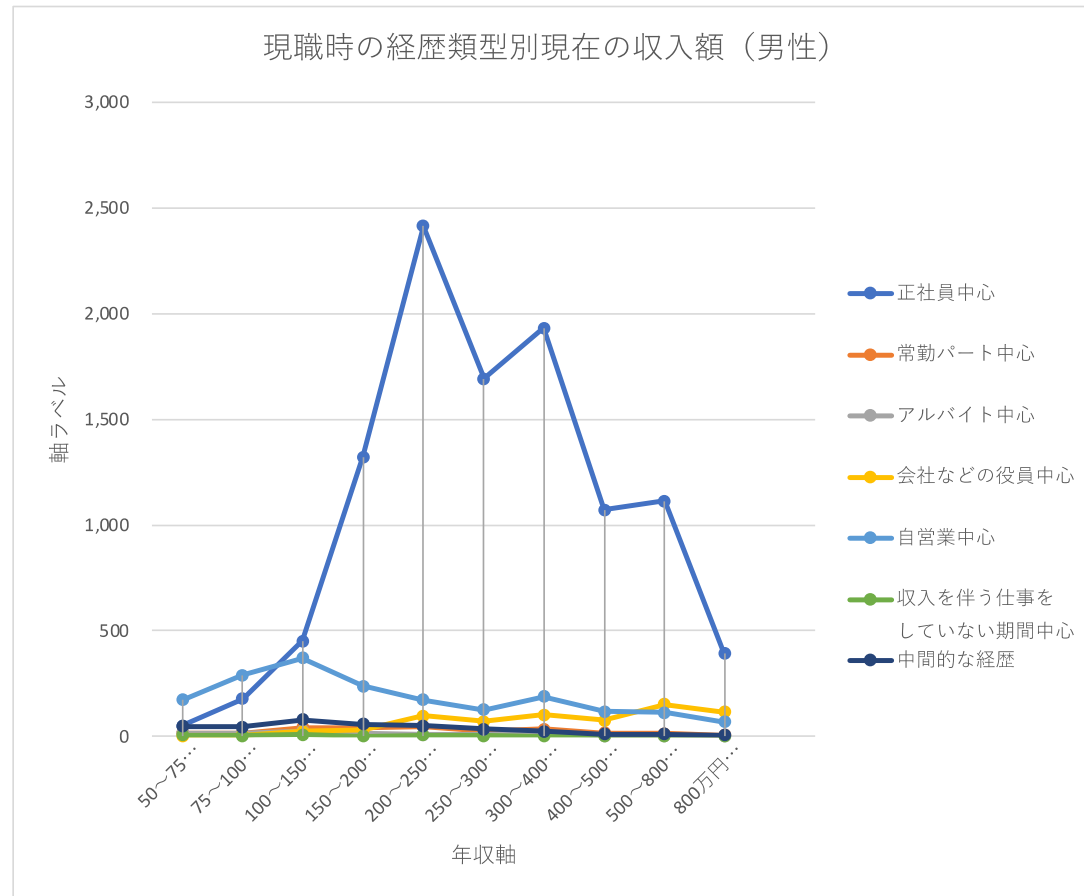


# 年金額が低くて生活保護に至ることがありうる (年金統計から見る)



厚労省 年金制度基礎調査 2022年 (老齢年金受給者調査)

# 特に女性は、現役時の経歴類型によって現在の収入のレベルは多様



資料：図3に同じ

女性は経歴類型が多様で現在の収入レベルも多様

# 高齢女性と社会保障（1） 考慮すべき点

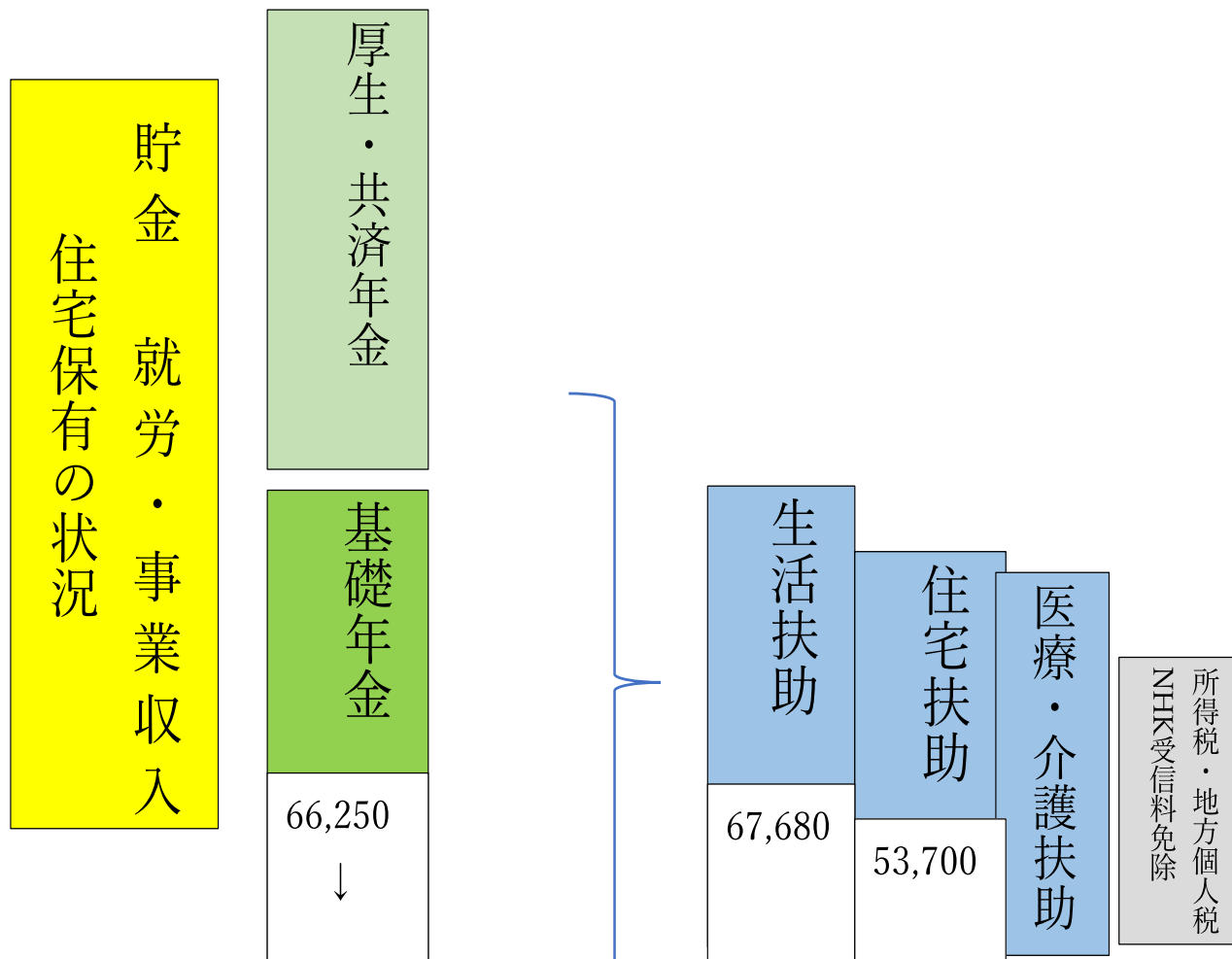
- 高齢期の女性の生活条件は、それ以前の職歴だけでなく結婚歴と関連する
- 高齢期の社会保障のメインは公的年金だが、年金保険は限界があるので、税による社会扶助で補足するのが普通
- 日本の公的年金は福祉年金からスタートしたが、年金保険に多額の税を投入して皆年金を実現させようとし、福祉年金は事実上消滅。
- 社会扶助である生活保護は、8つの扶助がセットになっており、外国のように、住宅扶助だけ利用するなどにはできない
- またスティグマが強く、必要があっても生活保護利用をためらう人も多い

# 高齢女性と社会保障 (2)

## その保障内容と水準

●基礎年金（満額）は生活保護の生活扶助額とほぼ同一水準だが最低生活費としては想定されず、拠出歴によって減額される住宅、医療、介護などは考慮外  
公的年金は個人単位だが、生活保障として見ると、**夫の死亡により収入減の可能性あり**

●生活保護は、生活扶助のほか住宅、医療、介護などがセットで利用できる。ただし8つの扶助をバラして利用できない  
資産調査が厳しい（手持ち現金は半月分まで）



金額は1級地

# 公的年金と生活保護の狭間で・・・

- 女性高齢者において公的年金や年収が低い層が存在
- しかしそれらの人びとが生活保護によって補足されているわけではない。  
75歳以上女性老齢年金受給者の生活保護利用割合は1.5%、  
配偶者なしの場合はやや多く2.01%（全体の保護率は1.6%）
- 生活保護利用は簡単ではない。  
世帯単位で「丸裸の貧困」を証明する必要＋スティグマ
- **だから、70歳以上の被保護者の53%が貯蓄の減少で保護開始**  
⇒ 低年金と生活保護の間で、貧困な高齢女性が少なからず存在している可能性は大きい

# 狭間の貧困への対処は？

## 公的年金

- 基礎年金を最低生活保障として位置づける
- 少なくとも生活扶助と同一レベル
- それに満たない場合は、補足年金（福祉年金）を支給

## 生活保護

- 8つの扶助を一体的に給付するのではなく、少なくとも住宅扶助を単独で利用できるように改正
- 家賃は一定期間の支払いを約束した**継続的債務**という特殊な性格
- 医療や介護の保険料免除・減額、自己負担の免除減額を拡張していく